

令和8年2月27日

第1回羽島市議会定例会議案

議案要綱

目 次

議第16号	羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について……………	3
議第17号	羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	4
議第18号	羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第20号	羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……	6

要綱 1

議第16号

羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例案要綱

職員等がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立するため、羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例を制定するものとする。

1 相談窓口の設置（第8条関係）

職員からの申出に対応するため、ハラスメント相談員を設置する。

2 委員会の設置（第10条関係）

申出に対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、羽島市ハラスメント審議委員会を置く。

3 審査会の設置（第12条関係）

ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の適切な処理及び解決について審査するため、羽島市ハラスメント審査会を置く。

4 対応措置（第13条関係）

市長は、公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、行為者に対し、次の処分を行うことができる。

- (1) 職員 懲戒処分等の人事上の措置
- (2) 市長等 事案の内容等の公表

5 施行期日等（附則関係）

- (1) 令和8年4月1日から施行するものとする。
- (2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用するものとする。

要綱 2

議第 17 号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和 7 年 8 月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

第 1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正（条例第 1 条関係）

1 初任給調整手当の改定

医師、歯科医師等の職に採用された職員に対する初任給調整手当を改定することとする。（第 2 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 2 の 2 関係）

2 通勤手当の改定

駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとする。（第 10 条の 3 関係）

3 期末手当の改定

令和 8 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。（第 20 条関係）

4 勤勉手当の改定

令和 8 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。（第 21 条関係）

第 2 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（条例第 2 条関係）

1 期末手当の改定

令和 8 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。（第 5 条関係）

第 3 羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（条例第 3 条関係）

1 特定任期付職員に対する手当の改定

令和 8 年 6 月期以降の期末手当の支給割合を改定することとする。（第 9 条関係）

第 4 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（条例第 4 条関係）

1 第 1 の改正に伴い所要の整備を行うこととする。（第 13 条及び第 23 条関係）

第 5 施行期日（附則関係）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

要綱 3

議第18号

羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

旅費の計算等に係る規定の見直し等を行うため、羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

1 旅費の種類等に係る規定の改正

- (1) 国内の鉄道賃の特急料金について、距離規定を廃止し、実態に応じて支給することとする。(第9条関係)
- (2) 宿泊費を、定額支給から上限付き実費支給とすることとする。(第13条関係)
- (3) パック旅行商品代のための旅費種目(包括宿泊費)を新設することとする。(第14条関係)
- (4) 転居費を、新旧在勤地の距離に応じた定額支給から新旧居住地間の実費支給とすることとする。(第16条関係)
- (5) 赴任時の旅費の支給対象について、扶養要件を廃止し、同居する家族に支給することとする。(第18条関係)

2 旅費の支給対象の見直し

旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者(旅行役務提供者)として、旅行代理店等を規定することとする。(第2条第1項第9号、第3条第7項関係)

3 適正な支出の確保

規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設することとする。(第27条関係)

4 施行期日等(附則関係)

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 4

議第20号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

子ども・子育て支援納付金の追加による国民健康保険税の税率の見直し等に伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

1 国民健康保険税率等の改正

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額（以下「子ども分」という。）の追加に伴う税率等の改正及び軽減の追加（第2条、第8条の3、第8条の4、第8条の5、第8条の6、第22条の5関係）

子ども分に係る所得割、被保険者均等割、18歳以上被保険者均等割、世帯別平等割の税率等を新たに創設し、所得割0.3パーセント、均等割1,200円、18歳以上均等割100円及び平等割900円とすることとする。

18歳未満の被保険者については、均等割額を控除するものとする。

- (2) 低所得者の保険税の減額の改正（第22条関係）

子ども分の追加に伴い、所得が一定額以下の世帯等に対する被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正することとする。

- (3) 未就学児の保険税の減額の改正（第22条の3関係）

子ども分の追加に伴い、世帯に未就学児がある場合の世帯等に対する被保険者均等割及び18歳以上均等割の軽減額を改正することとする。

- (4) 出産被保険者の保険税の減額の改正（第22条の4関係）

子ども分の追加に伴い、世帯に出産被保険者が属する場合の世帯等に対する所得割、被保険者均等割及び18歳以上均等割の軽減額を改正することとする。

2 普通徴収の納付方法についての明文化（第10条関係）

収納率向上を図るため、普通徴収の納付方法を原則として口座振替とするよう明文化することとする。

3 納付額についての明文化（第11条、第12条の2関係）

当初課税及び課税額が変更となる場合の取り扱いについて、明文化することとする。

4 その他（附則関係）

- (1) この改正は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) 所要の経過規定を設けることとする。